資料８

長久手市平成こども塾運営委員会設置要綱

（設置）

第１条　長久手市平成こども塾の管理及び事業運営に係る組織として、長久手市平成こども塾運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議する。

(1)　長久手市平成こども塾施設の運営に関する事項

(2)　長久手市平成こども塾事業全般に関する事項

(3)　前２号に定めるもののほか、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

（組織及び委員）

第３条　委員会は、委員８人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)　学識を有する者

(2)　地域で活動する団体代表

(3)　長久手市小中学校長会代表

(4)　長久手市ＰＴＡ連絡協議会代表

(5)　公募による市民

(6)　市長が特に認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の職務）

第５条　委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理する。

３　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員長が委員会を招集し、会議の議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。
５　委員及び事務局が前項の方法による場合には、第２項の出席とみなす。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、みどりの推進課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年７月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月９日から施行する。